



障害のある者と障害のない者が共に学ぶ

インクルーシブ教育システムの構築に向けて！

交流及び共同学習 実践ガイドブック

Vol.1



平成 26 年度

新潟県特別支援学校長会

「交流及び共同学習 実践ガイドブック」発刊に寄せて

新潟県教育庁義務教育課 特別支援教育推進室長 今井 聡己

我が国は「障害者の権利に関する条約」を平成 26 年 1 月に批准しました。教育分野ではいわゆる「インクルーシブ教育システム」の構築に向けた整備が今後更に進むこととなります。新たな制度の構築に向けて、現在は、現制度の中で対応すべき取組の着実な推進と充実が求められます。まさに、「交流及び共同学習」はその一つです。

従前より、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指すべく、障害のある人と障害のない人とが共に活動する機会を設けることが求められてきました。昭和 46 年告示の盲・聾・養護学校学習指導要領にその推進が初めて明示され、小・中学校等については、平成 10 年告示の学習指導要領等に盛り込まれました。また、平成 16 年施行の改正障害者基本法には、交流及び共同学習の積極的な推進による相互理解の促進についての国及び地方公共団体の責務が追加規定されました。

理念の進展に伴う実効ある取組が求められながらも、「計画性がなく取組が単発的である」「交流相手先と十分な打合せをしないまま取り組むことが多い」「ねらいが相互理解にとどまり、更なる教育効果をとらえていない」等々の課題が多く見受けられ、各校の取組はまだ十分ではないことを思います。また、計画が不十分なために対応を誤り、上下関係や差別、偏見を促しかねない、むしろ、取組が逆効果になることも懸念されます。

県教育委員会では、喫緊の教育課題の解決に向け、教育施策のより積極的に具体的な展開を図るため、新たに「新潟県教育振興基本計画」を策定し、平成 26 年度初に広く県民に示しました。本計画において、施策の展開方向の重点の一つに交流及び共同学習の推進と充実をとらえています。現制度下での着実な推進はもとより、更には、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として各校に努めていただきたいこととしてのメッセージです。

本書が、学校現場への理解啓発の一助となるとともに、文字通り「実践ガイド」として、関係者の実践のための道標となって有効に活用されますことを願っております。皆様の一層の取組を期待しております。

は じ め に

新潟県特別支援学校長会 会長 佐藤 昇誠

日頃より、特別支援教育にご理解とご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新潟県特別支援学校長会では、平成 26 年 1 月に国連の「障害者の権利条約」に我が国が批准したことを受け、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組について議論してまいりました。障害のある者と障害のない者が共に学ぶ社会の実現とはどのように進めていけばよいのか、通常の小中学校等と特別支援学校はどのように連携していけばよいのかなど、学校現場を中心に検討してきたところです。その中でも特に、今後中心になると考えられる「交流及び共同学習」に着目し、共生社会実現に向けた視点で見直し、このたびガイドブックとしてまとめました。

これからの「交流及び共同学習」は、体験だけでなくお互いに教育的学びがあることが重要とされることから、教科を中心とした事例紹介を取り上げました。まだ、実践例が少ないのですが、インクルーシブ教育について多くの先生方にイメージをもっていただけるようご紹介させていただきます。

現在、世界の国々でもインクルーシブ教育システムの推進が取り組まれています。次世代を築く子供たちが、障害のある者も障害のない者も共に学び暮らす社会の実現を目指し、「交流及び共同学習」を推進してまいりたいと考えております。

目 次

「交流及び共同学習 実践ガイドブック」発刊に寄せて	1
（新潟県教育庁義務教育課 特別支援教育推進室長 今井 聡己）	
はじめに	（新潟県特別支援学校長会 会長 佐藤 昇誠）
目 次	2
第1章 共生社会の形成に向けた交流及び共同学習	3
1 障害のある者と障害のない者がきるだけ同じ場で共に学ぶ社会を 目指して！	
2 これからの交流及び共同学習で求められること	
3 交流及び共同学習実施上の留意点	
資料:「合理的配慮」と「基礎的環境整備」	
第2章 事例紹介9	
1 盲学校と小学校（道徳）	10
2 聾学校と小学校（体育）	12
3 特別支援学校(知的障害)と小学校（音楽）	14
4 特別支援学校(知的障害)と小学校（体育）	16
5 特別支援学校(知的障害)と小学校（総合的な学習の時間）	18
6 特別支援学校(知的障害)と中学校（音楽）	19
7 特別支援学校(肢体不自由)と小学校（特別活動）	21
8 特別支援学校(肢体不自由)と小学校(肢体不自由学級）（自立活動）	22
9 特別支援学校(病弱)と小学校（特別活動）	23
10 小学校特別支援学級(知的障害)と通常の学級（体育）	25
11 小学校特別支援学級(知的障害)と通常の学級（音楽）	27
3章 資料	29
※ 関係機関の資料紹介	

第 1 章

共生社会の形成に向けた交流及び共同学習

1 障害のある者と障害のない者が、できるだけ同じ場で共に学ぶ 社会を目指して！

(1) 障害者に関する初めての国際条約

みなさんは、国連の「障害者権利条約」(2006)を知っているでしょうか？

この条約は、障害者に関する初めての国際条約です。締約した国々は、障害による差別をなくし、教育や雇用などあらゆる分野で障害者に健常者と同じ権利を保障する義務を負うものです。特に教育の分野では、障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないことが示され、我が国も法整備を図り 2014 年 1 月に批准しました。

(2) 日本型インクルーシブ教育に向けて

「障害者権利条約」の中で、障害者が排除されない教育や社会をインクルーシブ(Inclusive)と呼び、社会で包含する、含まれるという意味を持っています。

我が国では、これらの動向を受け「障害者基本法」を改正し、教育に関して特に学校現場では次のことが示され推進していくこととなりました。

- ◎ 可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図ること。
- ◎ 障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないこと。

(3) 共生社会におけるインクルーシブ教育システム構築のポイント

文部科学省では、『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)』(平成 24 年 7 月)を示し、「インクルーシブ教育システム」とは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。と説明しています。



また、同報告書は以下のような観点で整理・説明しています。

- ① 共生社会の形成に向けて
- ② 就学相談・就学先決定の在り方について
- ③ 障害のある者が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- ④ 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- ⑤ 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

障害のある者が、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子供や人々との交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められています。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要となってきます。

2 これからの交流及び共同学習で求められること

(1) 相互に教育的効果があること

基本的な方向性としては、障害のある者と障害のない者が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指していきます。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要となります。

これまでの交流及び共同学習でよく見られた心の豊かさや社会性の育成だけでなく、今後は相互に教科学習等の「学びの効果」が求められます。場の統合だけでなく、教育の質の向上を目指していかなければなりません。

交流学級や教科担当の先生が、障害のある者も含めて授業をデザインしていこうという意欲や工夫・配慮が重要となってきます。

(2) 小中学校は、ユニバーサルデザインの授業改善と新しい学力観の育成へ

小中学校等において、障害のある者や能力差のある者と一緒に学習を進めるためには、誰にでも分かりやすい配慮が必要になると考えます。例えば、学習の見通し、分かりやすい指示、視覚的な提示などの「ユニバーサルデザインの授業」を工夫していくことが大切になります。特に教科学習などでは、ねらいを絞り、学習上の困難さを洗い出し、相互にとってどのような配慮・支援があれば誰もが分かりやすく、一緒に学習できるかという授業改善の視点が重要となってきます。また、必要によって個々に対する配慮や支援を用意することも大切です。



障害のある者や異学年などとの交流及び共同学習は、これまでの自分たちの考え方や価値観と違う見方や感じ方、活動方法などがあり、一緒に学習活動をしていく体験から多様な価値観が生まれることが期待されます。これらの学力は、イノベーションを起こす新しい学力観にも通ずると考えます。例えば、国際学力調査 PISA の上位国では、インクルーシ

ブ教育を積極的に取り組み、多様な価値観と学びが結び付いている例が多く見られています。

(3) 特別支援学校は、小中学校教材の活用を！

特別支援学校では、これまで同年代の在籍生が少ないことから、交流及び共同学習では多くの友達とのふれあいを通して、社会性の育成が主な内容として進められてきました。また、教科学習に取り組む場合は教科書や進度が違ったり、特に知的障害のある場合は学んでいる内容がまったく違ったりすることから、行事や特別活動、総合的な学習の時間などに偏っていた傾向が見られました。しかし、インクルーシブ教育システムの推進にあたり、できる限り同じ場で学び、相互に教育効果があるようにしていくことが求められています。

そこで、これまでの取組の他に、教科学習における交流及び共同学習の可能性を探る視点から以下のような取組が考えられます。

- ① 障害がある者となない者が共に学ぶとき、教材を統一させることは効果的な方法と考えます。そのために、小中学校の共通教材や教科書教材などを積極的に取り入れていくことが大切です。ただし、学習のねらいや指導方法はそれぞれの児童生徒の実態に応じて指導します。教材を同じくすることで、一緒に授業に参加し配慮を受けながら、それぞれのねらいと評価を行うことが可能になると考えます（一授業複数目標・複数評価の授業）。

また、小中学校の教材を積極的に取り扱うことから、通常学校の子供たちや兄弟・家族・地域の人とも文化の共有が図られ、関わるきっかけが多くなることも期待されます。

- ② それぞれの障害によって得意な教科や分野があると いわれます。まずは、児童生徒の得意な教科から始めていくこともよいでしょう。

- ③ これまでの行事や特別活動などでは、時にお世話を する人・される人という関係が見られることもありますが、共に教科学習に参加することで、同じ勉強をしている仲間としての平等観や共生意識が共に育つ ことが期待されます。併せて、モデルとなる児童生徒 の活動が刺激となり、意欲的な学習態度が育つこと も期待されます。



3 交流及び共同学習実施上の留意点

(1) 教育課程の位置付け

授業時間内に行われる交流及び共同学習については、その活動場所がどこであっても、在籍校の授業として位置付けられていることに十分留意し、教育課程上の位置付け、指導の目標などを明確にし、適切な評価を行うことが必要です。具体的には下記の点について留意しましょう。

- ・ どの教科、領域等に位置付けるか十分に検討しましょう。

- ・年間指導計画の中に位置付け、計画的に進めましょう。
- ・児童生徒の交流及び共同学習の目標やねらいと教科、領域等の目標やねらいを明確にしておきましょう。
- ・目標やねらいに対する評価をしっかりと行いましょう。
- ・それぞれの計画・評価を整理して、交流及び共同学習実施計画書を作成し両校で確認しましょう。



(2) 交流及び共同学習の進め方

交流及び共同学習を進めるために、1年間の見通しをもって計画的に進めましょう。次に一般的な手続きのモデルを紹介します。

① 保護者の希望調査

- ・年度当初、保護者に居住地校との交流について希望調査をします。また、学校近隣校だけの交流を希望する場合があります。

② 交流校の決定、連絡

- ・相手校に連絡をし、ねらいや責任の所在などを確認した後、承諾を得ると共に具体的にどのような活動が可能なのか活動概要について話し合います。

③ 打合せ(実施計画の作成)

- ・実施に当たり、両校の目的、活動内容、支援方法、指導計画などについて具体的な打合せを行い、実施計画書を作成します。

④ 事前学習

- ・スムーズに学習に参加できるように、両校で打合せをした学習活動に沿ってそれぞれに事前学習をしたり、相手校の児童生徒についても様子を知らせたりして準備をします。

⑤ 交流及び共同学習の実施

- ・内容、日程、回数など計画に沿って実施します。また、その様子を記録しておきましょう。

⑦ 振り返りと評価

- ・実施後は、活動の様子を振り返り、友達の様子や考え方、学習で気付いたことなどを整理し、考え方や感じ方をまとめて自己評価していくことが大切です。
- ・事後は、活動の様子や自己評価を元に評価し、できれば相手校の教師からも評価してもらおうとよいでしょう。併せて、保護者からも感想などをもらい総合的に評価し、関係者が共通理解していくことも大切です。また、改善点などがある場合は協議し、次回へ修正していきましょう。

⑧ 年間の反省と次年度の方針

- ・相互の学校の成果と課題を協議し、次年度への発展性などを相談して今後の方針を確認していきましょう。



(3) 交流及び共同学習の場と方法

交流及び共同学習は、次のような学校間で行われます。

- ① 特別支援学校と近隣の小・中学校等
- ② 特別支援学校と児童生徒の居住する地域の小・中学校等
- ③ 小中学校等の特別支援学級と普通学級

この他にも、県内には特別支援学校の高等部と近隣の高等学校がスポーツや福祉の授業、文化祭の交流などを行っている例もあります。

また、交流及び共同学習には、直接一緒に活動するものと作品交換などの間接的な活動があります。それぞれの学校の事情や距離、児童生徒の負担などの状況から効果的な方法選定していくことも大切です。

① 直接交流の例

学校近隣校または居住地校と直接学習や行事などに取り組む「直接交流」があります。ただし、両校の事情などから回数が限定されることがあります。



② 間接交流の例

作品交換、手紙の交換、ビデオレター、テレビ会議システムの活用など、間接的に取り組む「間接交流」があります。直接交流が難しかったり、直接交流の事前・事後にやり取りをしたりすることで、関係がより深まることが期待できます。



<<参考文献>>

- 「障害者の権利に関する条約」(国連)
- 「障害者基本法の改正」(H23)
- 文部科学省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(H24)
- 文部科学省「交流及び共同学習ガイド」

資料

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」(中教審初中分科会報告より)

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

学校における「合理的配慮」の観点

①教育内容・方法

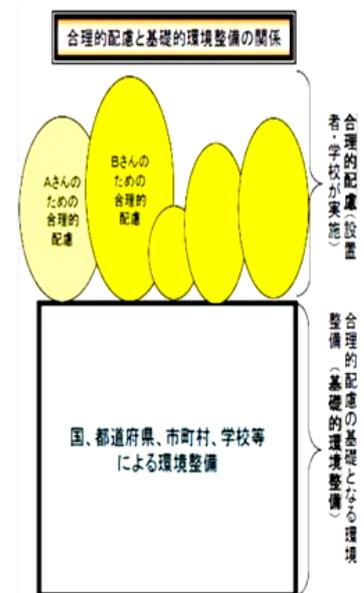
- ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2 教育方法
 - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-2 学習機会や体験の確保
 - ①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮



基礎的環境整備(国、都道府県、市町村、学校等)

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

第 2 章 実践紹介

本事例集は、新潟県内の小学校、中学校、特別支援学校間で行われている「交流及び共同学習」の 11 編の実践です。教科等を中心に「授業における合理的配慮」を活用し、相互に教育効果を上げるための授業の工夫に注目してもらえれば幸いです。

なお、文中の「授業における合理的配慮」には、前頁の「学校における合理的配慮の観点」の番号を付記しています。

1	盲学校と小学校（道徳） 道徳 「Webを活用した道徳の授業」	P10
2	聾学校と小学校（体育） 体育 「ソフトバレーボールをみんなで楽しもう」	P12
3	特別支援学校(知的障害)と小学校（音楽） 音楽科 「楽しいまつりばやしを作ろう」	P14
4	特別支援学校(知的障害)と小学校（体育） 体育 「おもしろアスレチックで遊ぼう！」	P16
5	特別支援学校(知的障害)と小学校（総合的な学習の時間） 総合的な学習の時間 「地域の自然を探そう！」	P18
6	特別支援学校(知的障害)と中学校（音楽） 音楽科 「合唱コンクール練習」と給食交流	P19
7	特別支援学校(肢体不自由)と小学校（特別活動） 特別活動「なかよし交流会」	P21
8	特別支援学校(肢体不自由)と小学校(肢体不自由学級)（自立活動） 自立活動 「いっしょにユラユラ」	P22
9	特別支援学校(病弱)と小学校（特別活動） 特別活動 「〇〇小ドリームランドで仲良し」	P23
10	小学校特別支援学級(知的障害)と通常学級（体育） 体育 「体づくり運動」	P25
11	小学校特別支援学級(知的障害)と通常学級（音楽） 音楽 「音と一緒に楽しもう」	P27

道徳 「Webを活用した道徳の授業」

1 概要

盲学校小学部は在籍児が少数のため、様々な立場からの考えを同年齢の児童同士で交換する場面を設定することが難しい現状にある。さらに、盲学校児童は自信がないと堂々と発言することを控える傾向があるため、集団の中で話したり聞いたりする力を身に付けることが課題となっている。そこで、居住地校交流においては、自己の意見を述べ、他者の意見を聞きながら考えを深める道徳の授業を計画した。また、実際に居住地の小学校に行くことができるのは月1回程度であり、連続性をもたせることが難しいため、web会議システムを利用し繋がりの意識をもたせた。

2 目的

- 小学校：視覚障害児童の様子を理解し、視覚障害児童や他の児童の意見を取り入れながら自己の気持ちや意見を伝える力を育てる。
- 盲学校：小学校での道徳の授業をとおして、相手が間違っ意見のときに注意し合ったり、多くの友達の意見を聞いて自分を振り返ったりする力を育てる。

3 学習活動

題材「絵はがきと切手」は、ひろ子の元に仲良しの友達である正子から手紙が届くがそれが定形外郵便で、不足料金を払ったことを相手に伝えるかどうかで母と兄との意見が分かれ、ひろ子がどうしたら良いか悩むという話である。ひろ子の気持ちは児童にとって共感できるものであるが、自分に置き換えたときに相手のためになる行動ができるかは難しい。仲良くするだけでなく、信頼関係があるからこそ相手に忠告したり、忠告されたことを受け入れることができたりすることが本当の友情である。「友達」というものに対する捉えが曖昧な児童にとって、「本当の友達とは何か」について考える。

4 授業における合理的配慮

ア Web 会議システムの活用

授業では、児童から出される多くの意見を聞くことができたが、その一方で大勢の中では発言者の声が聞き取りづらかったり、他の児童の意見に圧倒されて自分の意見をもつことに戸惑っていたりするような姿が観察された。そのためWeb会議システムを使用し、慣れた自教室で学習することで自分の意見を素直に表出できるようにした。また、マイクを通して指導者や発言者の声が聞こえるような環境を整え、発問や発言の一つ一つをしっかりと聞き取れるようにした。（合理的配慮(1)-2-2)「学習機会や体験の確保」

イ 事前指導

盲学校児童は、状況の把握に時間が掛かるので、小学校児童と同じ時間で場面の状況や言葉の意味を理解することは難しい。そのため、盲学校で事前指導を行う。本時の前に、盲学校で実際に本文を読んで場面の状況を捉えたり、「定形外郵便」の大きさの封筒を理解したりして、授業に見通しをもって安心して参加できるようにした。（合理的配慮(1)-1-1「学習上または生活上の困難を改善・克服するための配慮」）

ウ 点訳教材の準備

居住地校交流において学習教材や資料を使用する際は、盲学校担任が事前にそれを点訳したものを用意する。点訳した題材文を用意することで、MT(メインティーチャー:交流校担任)の指示や発問の答えを自力で探し出し、自分から積極的に授業に参加していけるようにした。(合理的配慮(1)-2-1「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」)

エ STの補足説明

小学校の授業では、視覚からの情報を教材として進むことが多い。例えば黒板に人物の絵を貼り出したり、板書をしたりすることである。視覚障害児童はその情報を自分で得ることができないので、近くにいるSTが補足説明をする必要がある。本時では板書の内容を点訳したものを机上のボードに準備したり、他の児童の立場が分かるようにネームプレートを用意したりした。(合理的配慮(1)-1-1「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」)

5 活動の実際

30人以上もいる学級の中では、なかなか一人一人の声や様々な音が聞き取りにくい。Web会議システムではマイクを通した声のみが聞こえてくるので、盲学校児童にとって聞き取りやすかったようである。学ぶ場を共有せずとも積極的に児童同士が意見交換する場面が見られ、盲学校児童も小学校の学級の一員として授業に参加することができた。また、移動に掛かる時間もなく交流を行うことができるので、盲学校での授業時間を確保した上で居住地校交流が可能となり効率的であった。

また、盲学校担任と小学校担任とが同一の尺度で評価できるように概況記録評価シートを作成した。これにより細かな情報交換や連携が緊密となった。交流を継続して行うことで交流校担任の盲学校児童に対する理解が深まり、指導計画を作成する段階で盲学校担任が必要と考える支援や合理的配慮がほぼ同じように概況記録に記入されていた。そのため、盲学校側から必要な支援や配慮を依頼しなくとも盲学校児童が学習しやすい環境が整えられていた。



6 まとめ

盲学校児童は授業交流で「一つのことに對してたくさんの意見や質問があつてびっくりした」「挙手をして指名してもらえず、意見を言えないことがあることを初めて知った」と感想を話した。また、小学校児童は、「盲学校の〇〇さんと一緒に授業をするときは、自分の名前を言ってから発言する」「通路や廊下に物を置かない」など、交流授業をとおして合理的配慮を身に付けていた。相互に有益な交流及び共同学習が意図的・計画的・継続的に推進され、共生社会の礎となることを期待する。

体育 「ソフトバレーボールをみんなで楽しもう」

1 概要

聾学校と近隣小学校は、学期に数回、学校行事や学級活動などをとおして、交流及び共同学習を行っている。本実践は、小学校6年1組29人と小学部6年2人の体育の教科における交流及び共同学習の取組である。

前年度も交流及び共同学習の授業で、一緒に楽しんだ経験があるソフトバレーボールを取りあげ、全5時間の単元を設定し行った。この単元では、小学校の児童と一緒に少人数チームをつくり、チーム内での連続パスの練習や作戦を考える場などで積極的にコミュニケーションを図りながら共にゲームを楽しみ、バレーボール大会へと活動を発展させていった取組である。

2 目的(両校共通)

- ・ ソフトバレーボールの活動において、チーム単位の練習や作戦タイムなどの場面でお互いが自分の考えを表現し、伝え合うことをとおして、みんなでゲームを楽しむ。
- ・ 自分の思いや考えを積極的に表現し、伝えあうことができる。

3 教材または活動

体育：単元名「ソフトバレーボールをみんなで楽しもう」 全5時間

- ① 連続パスに挑戦しよう！ 2時間
- ② ルールや作戦を工夫してゲームをしよう 2時間
- ③ バレーボール大会をしよう 1時間

4 授業における合理的配慮

- ① 視覚的情報(手話や身振り、絵や図)で、指示や学習内容について理解できるようにする。(合理的配慮 ①-2-1「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」)
- ② 子ども同士のコミュニケーションが困難な場面では、教師が、手話や文字などを使って仲立ちをする。(①-2-1「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」)
- ③ ワークシートなどの教材を授業の中で活用し、子ども同士でコミュニケーションが図れるようにする。(①-2-1「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」)

5 活動の実際

相手校とは、長年にわたって交流及び共同学習を実施していることもあり、聾学校との交流及び共同学習に関心を示して児童が多い。また、一緒に交流活動を楽しむことだけでなく、聾学校の児童との関わりにも関心をもっている児童も多い。

今回の学習では、少人数チームの活動を大切に、その中で声を掛け合ったり作戦を考えさせたりしたいと考えた。チーム内での伝え合う際には、小学校の児童には、簡単な手



話や身振り、絵や図などを活用するように助言した。また、チームカードや作戦ボードなどの教材を使って話し合いをさせるなど、視覚的な情報を保障し、自分たちの力でコミュニケーションが図れるように工夫した。また、必要に応じて聾学校の教師がコミュニケーションの橋渡しを行うようにした。

6 まとめ

教師がコミュニケーションの支援をする必要な場面も多くあったが、ヒントとなる教材の工夫などにより、自分たちでコミュニケーションをとり、活動して行く場面が徐々に多くなっていった。日頃から、交流を積み重ねている学校であるので、児童のコミュニケーションをとろうとする意識が高いということにもよると考える。

体育のように共に体を動かして活動する教科は、お互いの児童にとって活動しやすいものであった。活動をとおしてお互いの理解が深まったと考える。



ソフトバレーボール 作戦ヒント集

A: フォーメーションを考えよう!
コートの中のできるだけ広い場所を決めること。例えば...

●は相手コートにボールを返す。トスをあげる。ボールがコートに入るとパスを打つ。	○はトスをあげる。相手コートにボールを返す。
◇はトスを返す。	◇はトスを返す。

B: ポジションを考えよう!
コートの中にならぶ決めること。一人一人のしごころを考えて決めてね。

C: かけ声や合図を考えよう!
かけ声(合図) どんな合図で

「ハイ」(手を挙げる)	自分がボールを上げる。
「ワンパン」(両手1本あげる)	ワンパンでさせた方がいいとき
「ソーレ」	サーブをする人に合わせて
「打て」	スパイクのチャンスに

D: サービスで相手をくすぐろう!
コート端でバウンドさせたり、相手コートにボールを返して打たせよう。

E: ボールをつないで、返そう!
自分のコートにボールを返すように、自分コートにボールを返すよう。
相手のコートにボールを返すように、自分コートにボールを返すよう。
相手のコートにボールを返すように、自分コートにボールを返すよう。

F: スペシャル!!
スパイクやサーブ、相手のコートにボールを返す。



音楽科 「楽しいまつりばやしを作ろう」

1 概要

本事例は、特別支援学校小学部(知的障害)12人と近隣の小学校3年生8人による、音楽の題材を継続的に7回に渡り交流及び共同学習に取り組んだ。課題は自分たちのおはやしを作る活動で、お祭りのイメージをリズムと歌で考えておはやしを創作した。相互の学校を行き来しながら学習を重ね、太鼓や樽太鼓のリズムパートと歌やリコーダーの旋律パートに分かれて、それぞれができる方法を組み入れながら創作し、特別支援学校の学習発表会で合同演奏の発表を披露した。

2 目的

- 小学校：伝統的なおはやしの音楽をリズムや音階を使って、和楽器やリコーダーを使って、特別支援学校の友達と一緒に楽しく演奏する。
- 特支校：伝統的なおはやしに興味を持ち、和太鼓などに触れ、おはやしのリズムや旋律に合わせて小学校の友達と一緒に演奏したり、体を揺らしたりする。

3 教材

- ・音楽小3年 日本のおばやしに親しもう「ラドレの音でおばやし作り」
- ・歌唱教材 「楽しいね」

4 授業における合理的配慮

- 相互ができることを出し合える創作教材を取り上げ、それぞれが演奏できる楽器で参加する。(合理的配慮 ①-2-1「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」)
- おはやしのイメージを持ちやすいようにVTRや教師のモデルを見たり、太鼓演奏の場合は職員が合図を示したりして、分かりやすいようにする。(合理的配慮 ①-2-1「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」)

5 活動の実際

これまで、特別支援学校と小学校はトピック的に体育や音楽などに参加し、関わった経験を持っていたことから、本格的な学習交流の取組へ発展させた。

まず、導入段階では一緒にお祭りのVTRを見たり、教師のおはやし演奏を聞いたりして、一緒のイメージを作っていた。特別支援学校の児童が体を動かして楽しんでいると小学校の児童も真似をして、一緒に身体表現しながら楽しむ姿も見られた。

おはやし作りの段階になると、小学校児童は特別支援学校の友達がどうすれば一緒に参加すればよいか話し合いを始めた。一緒に歌の歌詞を考えられるかな?どんな楽器を演奏できるかな?



いろいろな考えやアイデアを話し合い、これまでの勉強を下にそれぞれの学校で自分たちのお祭りのおはやしを考えて、持ち寄ることとなった。5回目くらいの共同学習では、お互いのおはやしを紹介し合い、感想を述べたりした。それぞれの発表から、小グループになって、旋律をリコーダーと鍵盤ハーモニカ、リズムを太鼓、踊りも入れることとして、各パートの表現方法を考えた。小学校児童は、特別支援学校児童が考えた言葉やフレーズ、踊りを持ち帰り、相談しながらオリジナルのおはやしを作った。それを練習して、次の共同学習で披露することとした。

まとめの段階では、小学校の児童がつなげたおはやしや踊りを特別支援学校で披露し、ここは特別支援学校の友達が考えてくれた言葉やフレーズですと伝え、一緒に練習をして自分たちが作ったお祭りのおはやしを楽しんだ。

後日、特別支援学校の学習発表会に小学校児童も参加してくれ、多くの観客の前で合同発表を堂々と披露することができた。再び一緒に発表することができ、共に取り組んだ仲間同士の満足感が感じられた。その後も、これまでの取組経過を両校でそれぞれ掲示するなどして、共に学んだ記憶が宝物になっている。



6 まとめ

これまで両校は、トピック的に年に1~2回の行事的交流会を行ってきたが、本取組では初めて教科学習の場面で、連続的に交流及び共同学習を行った。

特に、音楽という特別支援学校児童の得意教科に取り組むことで、合理的配慮を活用しながら両校が平等に参加できたことが大きい。教科学習は、課題や目的に向かって一緒に学習することでより平等観が感じられたことと思われる。併せて、トピック的な取組ではなく連続する取組は、互いの理解が深まり友好関係が築けるものとする。

両校の児童の感じ方について、次のような感想や姿が見られた。小学校児童は、お家の人から「特別支援学校の子は病気があって別の学校にいるのよ」と聞いていたが、会ってみたら僕達と同じ元気な小学生だった。また一緒に勉強したいという感想を語っていた。特別支援学校の児童も、小学生を見て上手に歌ったり、踊ったり、演奏したりするそのモデルに、自分も上手になりたいとがんばる姿が多く見られていた。

一緒に学ぶ過程で障害の有無ではなく、得意不得意は何か、お互いのできることを合わせるといった発想になっていく。教科学習の取組は、ある目的や課題を一緒に力を出し合い解決していく取組となり、子供たちに平等観や共生観を感じさせる取組となったと考える。

併せて、この事例では、小学校と特別支援学校の人数が同程度の規模であったことも有効な要因であったと考える。



体育 「おもしろアスレチックで遊ぼう！」

1 概要

本事例は、特別支援学校小学部(知的障害)1年生D児と居住地校小学校1年生18名による体育の実践である。年間2回計画した取組の第1回目を居住地校において実施した。日常と異なる環境に身を置くことが不得手なD児の実態を考慮し、本児の活動の姿を見ながら授業内容を柔軟に変更して進めていくことを含めた配慮事項を担任間で事前に確認し合って、授業を実施した。

2 目的

- (小学校) 基本的な動きや運動遊びを通して、お互いにきまりを守って仲良く運動したり、よい動きを見つけて動きの工夫をしたりすることができる。
- (特支学校) 居住地校の授業参加を通して、同年代の児童と交流する楽しさを味わいながら、運動に親しみ、互いの理解を深め、地域で共に活動できる力を身に付ける。

3 活動

体育：運動遊び「おもしろアスレチックで遊ぼう」

- ① 準備体操(ふれあい遊び) ②わいわいリレー ③おもしろアスレチック

4 合理的配慮

- 初めての活動に緊張が強く、自発的な行動ができにくいD児に対して、興味をもって活動できそうな活動を取り入れ、授業を構成する。(合理的配慮 ①-1-1「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」)
- 一斉への指示の後に個別に言葉掛けをし、やるべきことが分かるようにする。(合理的配慮 ①-1-1「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」)
- 大きな集団の活動に慣れていないC児だが、多様な経験ができるように、2人→3人→6人→全員のように段階を踏んで関わる児童の人数を増やしていき、C児が参加しやすい集団作りに努める。グループ活動では、入るグループを固定せずどの児童とも関わられるようにする。(合理的配慮 ①-2-2「学習機会や体験の確保」)

5 活動の実際

特別支援学校のD児が体育館に姿を現すと「Dくん!」「久しぶり。」等、居住地校児童が□々に言いながら取り囲むように集まってきた。その温かい雰囲気にはD児はすぐに笑顔になり、すんなりと集団に溶け込むことができた。ふれあい遊びでは、ペアや3人組を作って互いに挨拶をし合ったり、全員で一つの輪を作ったりした。これらは、楽しく触れ合いながら互いを思い合って動くことの大切さや心地よさを感じられるようになってほしいと、日頃から取り入れられている活動



である。「一緒にやろう。」と声を掛けてくれる友達が次から次へとやってきて、D児はうれしそうに手をつないでいた。わいわいリレーの1つ目は、新聞紙大玉リレー。まずはD児が大好きな新聞紙をちぎる活動から始まり、チームで大袋に集めて投げ合う遊びを行った。D児は、すぐ近くから優しく投げてもらうことで一緒に楽しむことができた。リレーのときに、流れた音楽に反応して調子を崩し、一時集団から離れたが、切り替えて次の活動へと移ることができた。2つ目は、人間アスレチック。4つのポーズから一つを選択し、友達の足の間をくぐったり体の回りを回ったりタッチをしたりしながら進んでいくリレー。D児は、足を開いて立つポーズにすることを担任と一緒に決めた。D児が気を付けの姿勢のまま立っていると「足を開くんだよ。」と、友達がD児の足にやさしく触れながら教えてくれた。D児の順番になると「ここをくぐるんだよ。」「タッチタッチ。」と声を掛けてくれて、やや時間がかかりながらも友達と一緒に活動することができた。

6 まとめ

泣いたり気持ちを乱したりせず集団に交わることができるかという点が何よりも心配だったことを思えば、学習時間のほとんどを笑顔で過ごし、友達と一緒に活動することができたことは、うれしい驚きだった。D児が居住地校に来ることを子どもたちはとても喜び、D児の好きなことや苦手なことを担任に話してくれたとのことだった。半年前まで同じ保育園で共に過ごしてきた子どもたちにとって、D児が今、同じ場にいることは特別なことではないと受け止めていることが何よりも大きい。子どもたちからの情報をもとに授業構成、居住地校担任のD児への積極的な関わりがよかった。D児自身、支援学校での半年間で集団行動ができる素地が少しずつ培われてきたよい時期に交流できたこともよかった。次回は教科を変え、学習時間を長めに設定する予定である。居住地校児童もD児も共に楽しめる環境を担任間で話し合い整えていきたい。



総合的な学習の時間 「地域の自然を探そう！」

1 概要

特別支援学校小学部(知的障害)4年生1名C児と居住地小学校4年生 32名による総合的な学習の時間の取組である。居住地校にて、2時間続きの活動を設定し、学校近くの川に出掛け、グループごとに協力し、水中生物を観察・捕獲する実践である。

2 目的

- (小学校) 川の観察や探検を通して、地域の川には多くの生き物や植物等がいることを知り、地域と協力して川の自然を大切に守っていこうとする。
- (特支学校) 地域の川探検の活動を通して、地域のことを知り、地域の友達と関わる楽しさを味わいながら、地域で活動できる力を身に付ける。

3 教材または活動

総合的な学習の時間 : 環境学習 「地域の川たんけん」

4 合理的配慮

- 楽しみな活動直前や情報過多になると、ついウキウキして慌ててしまうC児であるが、準備を確実に進め、活動に見通しをもつように、担当教諭が場所や予定に関する情報を小出しに提示した。(合理的配慮 ①-1-1「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」)
- 対人関係に対する不安や緊張が強いが、事前に写真やメンバー表等を伝えておき、5つのグループの中から入りやすいグループを自己選択できるように備えた。(合理的配慮 ①-2-2「学習機会や体験の確保」)
- 居住地校児童に「C児は時々慌てることがあるけれど、積極的に声を掛けて教え合ったり、道具の運搬を協力したりして、そばにいてほしい」と事前に伝えておいた。(合理的配慮 ②-2「理解啓発を図るための配慮」)

5 活動の実際

居住地校の玄関前に5つのグループが縦列に並び、授業を開始した。担当教諭はC児に対し、どのグループに入りたいかを聞いた。一瞬、戸惑ったが、次の瞬間「Cちゃん、ここにおいでよ。」と声を掛けてくれた子がいたので、表情を明るくして喜んでいったので、気持ちを明るくして喜んでいった。昨年度まで在籍していた学校で楽しみにしていたとは言え、緊張していた気持ちが一気にリラックスし、川に向かう道中はいつの間にか先頭を歩くほどだった。



川に到着すると、授業の目的と約束を再確認し、早速、川に入り、ハヤ・オタマジャクシ・ザリガ二等、たくさんの水中生物を捕獲した。居住地校への帰校後、授業の目的が達成できたか、居住地校児童はC児に対する態度の約束が守れたかななどの振り返りがあり、C児の感想発表と別れの挨拶で2時間の活動は終了した。

6 まとめ

川では、C児も居住地校児童も共に会話しながら、夢中になって水中生物を探すことができた。C児が「支援学校で魚を飼いたい。」と言うと、他グループ児童も、次々とバケツの中に分けてくれた。昨年度在籍していた頃はみんなの前で発表することができなかったC児だが、活動後の感想発表で堂々と発表することができた。活動を通して目標達成できたことと、みんなと楽しく過ごせた充足感から、自信をもって行動できたと思われる。居住地校児童もその姿に感心した。観察・捕獲・飼育に広がった今回の活動は、共に学ぶことを通して、活動を共有するだけでなく、相手の成長の姿にも気付く機会となった。今後も相互理解を深め、地域で支え合う関係につながるよう取組を進めていきたい。

音楽科 「合唱コンクール練習」と給食交流

1 概要

特別支援学校中学部1年5人は、近隣の中学校1年A組の音楽に授業参加した。合唱コンクールに向けた練習で、特別支援学校生徒は、ダイナミックできれいな歌声に圧倒されつつ、必死に上手に歌おうとしていた。また、中学校生徒も、特別支援学校生徒の一生懸命な姿に刺激を受け、いつもより気持ちを込めて歌おうとする姿が見られた。授業を一緒に受けた後、学級で一緒に給食を食べ交流を深めた実践。

2 目的

- 中学校：合唱コンクール曲「涙をこえて」で、自分のパートを曲に合った表現方法で歌うことができる。
- 特支校：「涙をこえて」の歌詞のイメージをもち、気持ちを込めて歌うことができる。
- 共通：同学年の両校生徒が、学習を通して交流することでお互いの理解を深め合っていく。

3 教材等

- ・合唱曲『涙をこえて』 作詞:かぜ耕土 作曲:中村八大
- ・合同給食

4 授業における合理的配慮

- 中学校の練習風景を事前にVTRで視聴し、一緒に歌うなどして集団参加に慣れる。
(合理的配慮 ①-2-2「学習機会や体験の確保」)
- 共同授業では、分かりやすい旋律パートを担当する。(合理的配慮 ①-1-1「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」)

5 活動の実際

特別支援学校生徒は、中学生同士の大きな集団と活動した経験が少ないため、事前にVTRに収めた中学校の練習風景を視聴し一緒に練習したり、中学校の担当教諭が特別支援学校に来校したりして、事前に顔見知りになるところからはじまった。中学校の方でも、事前に特別支援学校生徒のVTRを視聴し、一緒に学習する準備を行っていた。

当日は、中学生が玄関まで迎えに出てくれ、緊張を和らげてくれ、授業に望んだ。授業は、合唱コンクール前の大切な音楽の学習だった。授業自体はいつもの中学校の学習ペースで進められ、旋律パートと一緒に担当した特別支援学校生徒も一生懸命口を開け歌っていた。日頃は、なかなか集中力が続かなくだれてしまいがちでも、このときは他の中学生と一緒に間近に



迫った合唱コンクールに向けて50分間取り組むことができた。教師の支援も特になく、中学生も違和感なく一緒に授業に取り組んだ音楽の時間であった。

授業が終わると、案内係りの中学生が特別支援学校生徒を誘ってくれ、教室まで楽しそうに会話をしながら歩いて行った。やり終えた授業の後は、机を並べ一緒に会話を楽しみながら給食を食べ、親近感とおいしさを味わった様子だった。

6 まとめ

今回の取組では、事前学習の大切さを感じた。特別支援学校生徒は、慣れない集団や環境で緊張も大きくなることが予測されたが、事前に両校がVTRにてお互いを知り、事前練習ができたことは有効な方法と考える。併せて、中学校担当者が丁寧に特別支援学校へ事前に出向き顔見知りになり、交流当日に待っているという関係作りが緊張感を低くした。併せて、中学側が校長、担当者、生徒など全校で受け入れてくれる配慮や体制が両校生徒の大きな成長につながったと考える。



また、知的障害のある生徒に中学校教材をどのように提供していくかも、教師の教材分析の力が問われる。中学校教材は難しく無理とせず、どのように与えてあげれば一緒に学習活動ができるかを両校で考え、授業のバリアフリーをデザインしていくことが大切と思う。

特別支援学校生徒は、学校へ戻ってからも中学校の授業で教わったきれいな音を出すときの「ドラえもんの手」をしながら『涙をこえて』を口ずさんでいた。



特別活動「なかよし交流会」 ～医療的ケアを必要とする児童の居住地校交流～

1 概要

特別支援学校の児童は1年生である。医療的ケアを必要とし、学校では喀痰吸引をその都度行っている。A小学校は本校から車で15分程度の所にあり、自宅からは数分の場所に位置している。A小学校の1年生と本児とは、保育園が同じであり本児に会うと〇〇ちゃんと言って本児の側に寄ってくる。親の希望もあり、保育園と一緒に通っていた同年齢の仲間と月1回程度交流をしている。また、音楽発表会や学年集会など行事にも参加することもあり、なるべく多くの機会を設定し交流を進めている。

2 目的

- 小学校：特別支援学校児童の様子を理解し、医療的ケアを必要とする児童や他の大勢の児童と一緒に楽器やCD、拍手などの音やリズムを楽しむことができる。
- 特支校：小学校児童との活動の中で気持ちを表情やしぐさ、発声で表出したり、関わりを受けて自分なりの方法で応えたりすることができる。

3 教材又は活動

音楽：・リズム遊び ・じゃんけんゲーム 他

4 授業における合理的配慮

- ・バリアフリー教室の確保、玄関や段差のある廊下にスロープ設置する。（合理的配慮 ③-1「校内環境のバリアフリー化」）
- ・活動の内容ごとに異なるテーマソングを流す。（合理的配慮 ①-1-1「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」）
- ・指示はゆっくり、簡潔に出す。（合理的配慮 ①-1-1「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」）
- ・教材が操作しやすいように角につまみやリングをつける。（合理的配慮 ①-2-1「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」）

5 活動の実際（一部紹介）

学習活動	小学校児童と本児との関わりと教師・保護者の支援
・かもつれっしゃ （歌いながら列車をつくっていく）	・小:バギーを押ししたり、じゃんけんカードを出したりする。 ・特児:音や声のする方をきよるきよる見渡していた。 ・T:バギーの側について、じゃんけんカードの支援をする。
・おもちゃのチャチャ チャ(歌いながらマラカスをふる)	・小:特支学校児童の周りに5～6名が集まり歌を歌った。 ・T:マラカスを本児の手に持たせ、マラカスを振るサポートをした。 ・特:Tの支援でマラカスを振る。小学校児童の顔を見ていた。

6 まとめ

・「見やすい」「教材を操作しやすい」等の教材・教具を工夫することにより、友達と一緒に活動する場面が見られ楽しそうな笑顔が多く見られた。医療的ケア対象児童の居住地交流は、関係者の連携や合理的配慮等によりスムーズに交流ができています。



自立活動 「いっしょにユラユラ」

1 概要

特別支援学校の重複障害学級(5名)と小学校の肢体不自由学級との交流活動の実践。特別支援学校児童は車椅子を使用し、医療的ケア(喀痰吸引)もその都度行うなど重度の障害がある。小学校特別支援学級児童は、車椅子を使用する児童2名が参加した。小学校は、特別支援学校から車で20分程度の所にあり、車椅子を使用した自立活動やプール授業等、年間5回の交流及び共同学習を進めている。本事例は自立活動交流の実践である。

2 目的

《両校共通》

- いろいろな器械・器具・用具を使った遊びを友達と楽しむ。
- 遊びを通して、伏臥位、あぐら座位等、器械・器具・用具に合わせていろいろな姿勢を保持する。
- もっとやりたいという気持ちを表情や発声、動作で表現する。

3 教材又は活動

自立活動：ブランコ(椅子座位)、 ソリ(仰臥位)・ユランコ(左右の揺れ、寝返り)、
バールン(伏臥位)、 トランポリン(あぐら座位・立位)

4 授業における合理的配慮

- ・遊具の写真カードを一覧でホワイトボードに提示し、自分で選択する。器械器具が見えるように車椅子の向きや角度を調整する。(合理的配慮 ①-1-1「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」)
- ・活動と移動の時間を分かりやすく示すため、活動の時間のみ音楽を流す。(合理的配慮 ①-1-1「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」)
- ・ペアになったら、活動する前に「よろしくね」、活動後は「バイバイ」と声かけをして友達を意識する。(合理的配慮 ①-2-1「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」)

5 活動の実際 (一部紹介)

学習活動	小学校児童と本児との関わりと教師の支援
・トランポリン (テンポのよい音楽に合わせて)	・「ゆらゆらチーム」と「ガタガタチーム」に分かれて乗る。揺れたり弾んだりする刺激に対する気持ちを表情や発声、動作で表現する。実態に合わせて教師も一緒に乗って姿勢保持の介助をする。
・バランスボール (テンポのよい音楽に合わせて)	・ボール2個を準備し、それぞれ教師が児童の介助をする。上下・前後・左右に揺れて、首や身体の立ち直りを促す。心身のリラクゼーションが促されるので、楽しそうな声を出している。

6 まとめ

・両校の児童は肢体不自由なので、自立活動を通して交流を行った。運動や遊びを通して、友達と一緒に活動し、友達の楽しそうな声を聞いて自分もやりたいという気持ちも生まれた。激しい揺れが好きな児童、ゆらゆら揺れが好きな児童等、両校の教師の事前打合せが重要である。



特別活動 「〇〇小ドリームランドで仲良し」

1 概要

病弱特別支援学校は、病気等により継続して医療や生活上の管理が必要な子供たちが学んでいる。特に、集団参加やコミュニケーション等に課題のある児童生徒が多いことから、活動の広がり求め、小学部児童は地域の小学校の児童会行事へ参加した。特別支援学校は、対人関係や集団参加、コミュニケーションの機会の拡大を図り、小学校では病弱児童の理解を深める取組となった。

2 目的

- 小学校：病弱特別支援学校児童の様子を理解し、状況に合わせて、目的や意図を共有したり、互いの良さに気付いたりする。
- 特支校：小学校児童と一緒に行動したり、集団のルールやマナーを守ったりすることで、集団への意識やよりよく人と関わる力を育てる。

3 教材または活動

- 小学校で行われている児童会行事「〇〇小ドリームランド」(学級ごとにお化け屋敷、ゲーム、製作等のコーナーを出す)に参加し、一緒に回って遊ぶ。
 - ※ 具体的な活動が多く、言語によるコミュニケーションが苦手な児童でも、一緒に活動することで楽しむことができる。また、児童の興味のあるキャラクターやゲームを取り入れることで、特別支援学校児童と小学校児童の会話の糸口を設定したり、活動に対する意欲を引き出したりできる。

4 授業における合理的配慮

- (1) 「〇〇小ドリームランド」に参加することで、小学校児童と一緒に遊ぶ機会を積極的に設け、体力や病気の状態に応じた遊びを選び参加するようにする。(合理的配慮 ①-2-2「学習機会や体験の確保」)
- (2) 各ゲームコーナーで参加が困難な場合、どのような支援が必要かを本人が訴えたり、小学校児童と一緒に考えたりする場面をつくり、一緒に楽しむ方法を探す。(合理的配慮 ①-1-1「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」)

5 活動の実際

交流先の小学校からは、前年度も同じ学校行事に参加の招待をいただいている。当校の小学部には、前年度から在籍している児童はいないため、前年度の経験を生かしたり、見通しをもったりすることはできなかったが、小学校の児童の中には、前年度の経験から、静かに話しかけたり、当校の児童の動きのペースに合わせてたりする姿が見られた。細かな配慮や穏やかな働き掛けが自然にできた



ことは、おおいに評価することができる。

また、ゲームなどのコーナーがバランスよく設置されていたため、集団が苦手な当校の児童も臆することなく、小学校の児童の誘いに応じて一緒に活動を楽しむことができた。このような、具体的な活動を伴うゲームや制作活動は、言語によるコミュニケーションに頼らず、楽しさを共有でき、自然な交流を引き出すことができた。

6 まとめ

この活動は、活動の目標について児童全員が共通に理解し、目標を達成するための方法や手段を協力して実践したり、一人一人が目標達成のための役割を分担したりする良さがあつた。また、ゲームや活動を通して、小学校児童と特別支援学校児童が互いの個性に触れ、集団の一員としてよりよい人間関係を築こうとする姿が見られた。

行事での交流は見通しや期待をもちやすい反面、継続的・日常的な交流及び共同学習とは言い難い一面がある。そこで、来年度以降は、当校も事前学習や準備の段階から計画的・継続的に交流及び共同学習を進めることで、より充実した活動とすることができると考えている。

小学校児童にとっては、互いの良さを実感する活動、特別支援学校児童にとってはダイナミックな活動や大集団への参加ができる活動となるよう、来年度以降も取組を続けていきたい。



体育 「体づくり運動」

～ すべての子どもたちが、安心して楽しく運動できる活動や場の工夫 ～

1 概要

特別支援学級のA児(1名)と通常学級の児童(33名)が共に学ぶ、体育授業の取り組みである。「体ほぐしの運動」と「多様な動きをつくる運動」を組み合わせ、単元(全5時間)を構成した。授業の導入は、特別支援学級のA児も得意とする長なわを用いた「体ほぐしの運動」を行い、友達との交流を主眼に置きながら、温かい雰囲気づくりを心がけた。また、展開では、児童が飽きないよう「多様な動きをつくる運動」の「体の移動」・「体のバランス」・「用具の操作」を組み合わせながら行った。難易度の異なる場や活動を提示し、動きに関する学習課題を一緒に解決することを通して「多様な動き」を高めようとした。

2 目的

《両学級共通》

○特別支援学級のA児と通常学級の児童が共通の学習課題と一緒に取り組み「多様な動き」を高める。

3 教材または活動

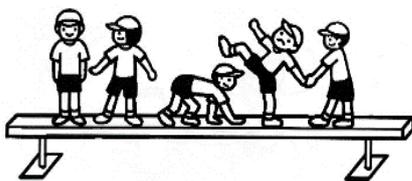
体育:「体づくり運動」

○「体ほぐしの運動」 ○「多様な動きをつくる運動」【注1】

【注1】 本単元では、「体を移動する運動」・「体のバランスをとる運動」・「用具を操作する運動」を取り上げた。

4 授業における合理的配慮

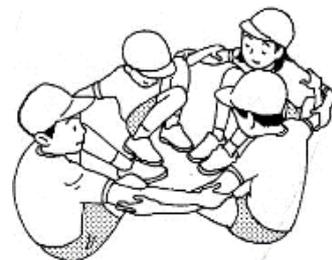
○ 難易度の異なる活動や場を提示し、友達と一緒に学習課題を解決させる。



「体のバランスをとる運動」の学習場面では、「手つなぎアップダウン」(下図)と「平均台渡り・平均台上での並び替え」(左図)に挑戦した。

「手つなぎアップダウン」は友達と手をつなぎ、バランスを保ちながら起き上がる運動である。2人

組→3人組→5人組と人数を増やし、条件を徐々に難しくしながら行った。「平均台渡り・平均台上での並び替え」では、平均台のみの場以外にも「平均台下のマット厚めの場」・「平均台下のマット少なめの場」・「細マットを連結した場」・「跳び箱1段目を連結した場」等の難易度が異なる場を用意し、個人やグループの力に応じて選択できるようにした。



(合理的配慮 ①-1-1「学习上又は生活上の困難を改善・克服する為の配慮」)

○ 技能面のみにこだわらない適材適所のグループをつくる。

基本的に6人または5人グループで活動した。グループ単位の活動においては、まとめるリーダーが必要であるし、A児の思いを代弁してくれる子など、技能面以外でも貢献できる人材が大切である。技能面のみにこだわらず、情緒的な関わりを考慮して編成した。また、同じグループの友だちを励ましたり、アドバイスしたりするよう投げ掛け、互いに関わりをもたせながら学習を進めるようにした。
(合理的配慮 ①-2-3 「心理面・健康面の配慮」)

5 活動の実際

導入の「体ほぐしの運動」では、A児の気持ちをリラックスさせることができ、友達と交流を深めるためのよい雰囲気をつくれた。「手つなぎアップダウン」の活動では、難易度が高まるにつれて声が上がリ、グループ内で様々なつぶやきがみられた。動きのこつを発表させ、よい動きを確認しながら学習を進めていった。

「平均台上での並び替え」の活動では、グループで挑戦する場をどこにするかを友達と真剣に話し合う姿や、並び替えに必要な動きを互いにアドバイスし合う姿が見られた。平均台から下に落ちそうになる度に友達に励まされ、楽しそうに並び替えに挑戦しているA児の姿が印象的であった。

6 まとめ

難易度の異なる活動や場を提示し、友達と一緒に学習課題を解決させるという活動の中で、A児と学級の児童が楽しそうに学ぶ姿が見られた。また、グループ編成の仕方、教師の言葉かけや立ち位置など、多面的な配慮が安心感を生みだし、全体の活動を支えていることが実感できた。



音楽 「～音を一緒に楽しもう～」

～ できるところから積み重ね、楽しく参加できる学習の工夫 ～

1 概要

小学校6年3組(交流学級)と知的障害特別支援学級児童Aさんとの音楽の授業を通じた交流及び共同学習の取組。Aさんは、音楽の他に体育や外国語活動、書写の授業、そして毎日の給食、給食当番や係活動などを6年3組で共に行っている。

2 目的(両学級共通)

- 音楽活動に関心をもち、個々の音楽の技術を高める。
- 友達の得手不得手も理解しながら、一緒に活動する楽しさを味わう。

3 教材または活動

- 小学校6年音楽 「ラバース コンチェルト」 器楽
- 同 上 その他歌唱教材

4 授業における合理的配慮

- その日の音楽の授業で行う内容を板書して、活動の流れに見通しをもたせる。
(合理的配慮 ①-1-1「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」)
- 音楽が得意な子も苦手な子も誰でも楽しめる活動を取り入れる。
(合理的配慮 ①-1-2「学習内容の変更・調整」)
例1:アニメやゲーム、CMの曲など、耳にしたことのあるメロディーを鍵盤ハーモニカで演奏して児童が出題する『この曲は何でしょうクイズ』
例2:発声練習の時に、発声する音「ま」「へ」「にゃ」等をくじ引きのようにしてカードを引いて示す。
- 技能の完璧さを強要せず、できるところから積み重ねる。
(合理的配慮 ①-1-1「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」)
- リコーダーの穴を押さえやすくするために、魚の目パットを貼る。
(合理的配慮 ①-2-1「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」)

5 活動の実際

Aさんは板書や周囲の動きを見て、みんなと同じように学習に取り組んでいる。8人グループで「ラバースコンチェルト」の曲を合奏する際には、誰がどの旋律を何の楽器で演奏するか話し合っ



程で自分なりにアレンジし、リコーダーで出せる音(ラシドレ)を吹くことにした。足りないところはグループのメンバーでカバーし合い、グループごとの発表会では、自分の役割を果たし満足そうなAさんだった。

4人組の歌唱のテストでは、名簿順ではなく、心の準備ができた人から自主的に手を挙げてテストをしている。テストは無理強いしないつもりだったが、意欲的にどんどん周囲が手を挙げている雰囲気混ざって、Aさんも最後の方で自分から手を挙げていた。仲間達と一緒に歌唱のテストに挑むAさん。歌い終わると、拍手がわき起こった。

6 まとめ

Aさんは、6年3組での音楽の他に、特別支援学級でも週に1時間音楽の学習をしている。特別支援学級の音楽では、季節の歌や手遊び、いろいろな楽器を使った音遊び等をしたり、6年生の音楽で学習している曲を練習したりしている。交流学級・特別支援学級の授業で得られるものはそれぞれ違いうだろう。それぞれの良さを上手く組み合わせて学習経験を重ねることができるこのスタイルは望ましいことだと考える。

交流学級の音楽学習では、できることを仲間が誉めてくれるのでAさんは自信を持って楽しく活動している。歌唱で自分から手を挙げる姿も、この学級での不安のない心の安定から見られる姿だと思う。

3組の子供たちも、Aさんを特別な目で見ること無く、学級の一員として受け止めて活動している。Aさんが頑張っている姿は、素直に認め誉めている。

子供たちは、互いにとって、共に学習することが当たり前になっている。これは、1年生の頃から積み重ねてきたことの成果であるといえるし、さらに遡って保育園時代からも同じようにして活動に取り組んできたことも大きく影響していると考えられる。障害に関係なく、得手不得手に関係なく、今できていることや前よりも少し伸びたところを認め合える人間関係をこれからも育んでいきたい。



第3章

資 料

今後参考となる交流及び共同学習に関する関係情報を以下にご紹介します。

1 文部科学省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

URL http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm

※ 国連の条約採択や政府が進める共生社会の方向及び日本型インクルーシブ教育システムの推進に向けた報告内容が掲載されています。(H24年)

2 文部科学省「交流及び共同学習ガイド」

URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm

※ 交流及び共同学習の意義や根拠、実施上の留意点、障害別の実践例などを紹介した内容が掲載されています。(H21年以前の内容)

3 国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」

URL <http://inclusive.nise.go.jp/> (インクル DB で検索)

※ 文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索するシステム(データベース)です。実践例をデータベースから検索できます

※ 『関連情報』では、基礎的情報、Q&A、その他の関連情報など様々な情報を掲載しています。

4 新潟県特別支援学校教頭会「合理的配慮実践ガイドブック」(H26年度)

※ 通常学校における基礎的環境整備や合理的配慮の事例を、県内の実践を基に紹介したガイドブックです。本ガイドブックと一緒に配信しています。